

避難行動要支援者支援制度の取組について

令和7年7月

くらし安心部 防災対策課

福祉部 障がい福祉課 高齢福祉課

次 第

1 避難行動要支援者支援制度について

- (1) 災害対策基本法の改正
- (2) 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度
- (3) 避難行動要支援者名簿
- (4) 個別避難計画

2 個別避難計画の作成等について

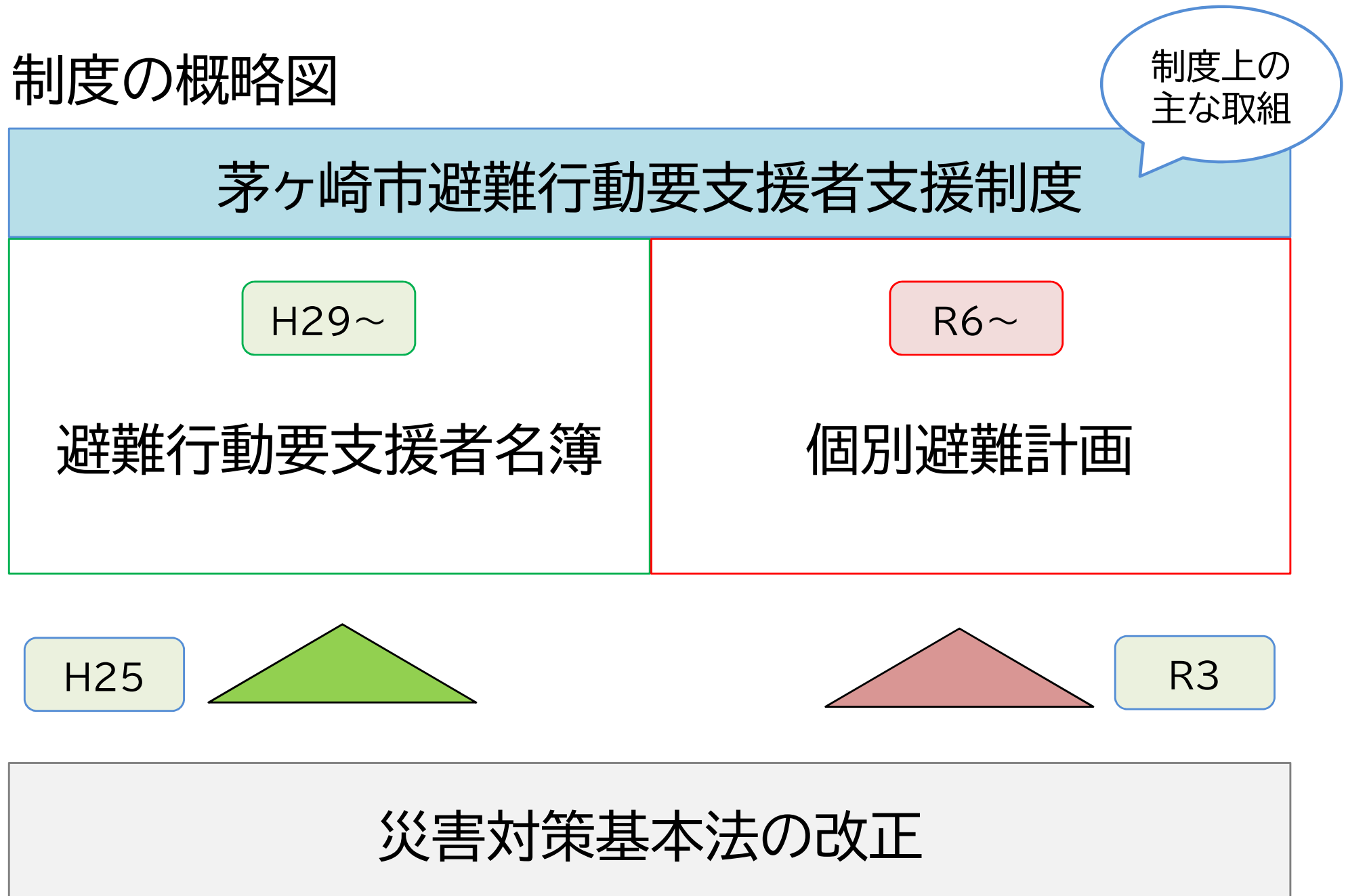
- (1) 個別避難計画の作成
- (2) 個別避難計画の取組状況

3 名簿情報及び個別避難計画情報の提供等について

1 避難行動要支援者支援制度について

1 避難行動要支援者支援制度について

制度の概略図



(1) 災害対策基本法の改正(1/3) 【背景】

阪神淡路大震災や東日本大震災等の災害では、建物の崩壊や津波からの避難が遅れたことにより、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等が多数犠牲となりました。こうした被災傾向は過去の大規模な震災だけでなく、近年の豪雨災害においても共通しています。

東日本大震災	被災地全体の死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者
	障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍
令和元年台風第19号	約65%(55人／84人) ※65歳以上



主な要因

- 災害情報の取得ができない
- 避難の必要性や避難方法等の判断ができない
- 避難行動を取る上で必要な身体能力に支障がある
- 個人情報利用・提供が制限され平常時から支援体制が構築できない など

(1) 災害対策基本法の改正(2/3)【平成25年】

避難行動要支援者名簿

名簿制度の創設趣旨は、作成した名簿を適切に活用し、平常時から避難支援体制を構築すること等によって、要支援者の生命・身体を災害から保護すること。

① 「避難行動要支援者」の定義

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義

※ 避難行動要支援者の範囲等は、避難能力の有無や避難支援の必要性等を総合的に勘案し、市町村地域防災計画で定める。

② 避難行動要支援者名簿の作成

平常時から、避難支援体制を構築し、災害時の避難支援や安否確認等につなげるための基礎とするため、避難行動要支援者名簿を市町村が作成することを義務化

1 避難行動要支援者支援制度について

③ 平常時における名簿情報の提供

名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた場合には、災害の発生に備え、必要な限度で避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することを規定

※ 市町村が作成した名簿に登録された要支援者に関する情報が、地域の支援者等に適切に提供され、災害発生時に名簿情報が最大限活用されるよう、提供に関する取扱いを法律上規定したもの。

※ 具体的には、地域の関係者が要支援者と個別に面談すること等を通じて、災害時の避難方法や避難支援の内容等を事前に検討し、個別避難計画を準備しておくことを企図。

④ 災害時における名簿情報の提供

災害時には、本人の同意を得ることを要せず、名簿情報を提供することができることを規定

※ 災害により要支援者の生命等に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害時には、本人の同意を得ることを要せずに、名簿情報を提供することができることを規定。

(1) 災害対策基本法の改正(3/3)【令和3年】

個別避難計画

名簿制度の創設当初より、名簿に掲載された要支援者ごとに、避難の実効性を確保するため個別避難計画を作成することが適切とされていたが、その後、個別避難計画の作成が十分に進まず、近年の災害においても要支援者が被害にあっていること等を踏まえ、個別避難計画の作成を一層推進するため、法改正が行われた。

① 個別避難計画の作成

避難行動要支援者ごとに、避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるために作成する個別避難計画の規定を創設(作成について市町村の努力義務となる)

※ 併せて、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に個別避難計画が作成されるよう、優先度が高い者から作成することが適当であることが示される。

1 避難行動要支援者支援制度について

② 平常時における個別避難計画情報の提供

作成した個別避難計画について、本人の同意が得られた場合には、災害の発生に備え、必要な限度で避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供することを規定

※ 要支援者の災害時における避難方法や避難支援等の内容等を事前に把握、検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高める準備をしておくことを可能とするため設けられた規定。

③ 災害時における個別避難計画情報の提供

災害時には、本人の同意を得ることを要せず、個別避難計画情報を提供することができることを規定

※ 災害により要支援者の生命等に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害時には、本人の同意を得ることを要せずに、個別避難計画情報を提供することができることを規定。

参考

名簿情報及び個別避難計画情報の提供に係る同意確認等

【避難行動要支援者名簿】

避難行動要支援者名簿の作成

「避難行動要支援者名簿の提供に係る同意確認書」で確認

① 平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて

同意

災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

不同意
未確認

災害時において、生命等を保護するために特に必要がある場合は、必要な限度で避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

【個別避難計画】

① 個別避難計画を作成することについて

不同意

同意

個別避難計画の作成

「個別避難計画の提供に係る同意確認書」で確認

② 平常時から個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供することについて

同意

災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で平常時から避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供します。

不同意

災害時において、生命等を保護するために特に必要がある場合は、必要な限度で避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供します。

避難支援等協力者情報の提供
に係る同意確認は別に行う

参考

早めの避難を住民間で共有していたことで被害を免れた事例 (鹿児島県垂水市)

- 土砂災害警戒区域内に位置する人家2戸及び倉庫1棟が全壊。
- 全壊した人家の居住者を含む2名の住民が事前に避難しており、人的被害を免れた。

地元代表者の声

日頃から住民同士の声かけにより、降雨が続き危険を感じる状況になったら早めに避難しようという認識を住民間で共有していたことが、当日の避難行動に繋がった。

<災害の経緯:令和2年7月豪雨>

5日(日)

7:35 大雨警報発表

16:00 避難勧告発令

→ 地域住民が避難

20:00 1時間雨量が80mmを超える

6日(月)

3:10 土砂災害警戒情報発表

5:00 1時間雨量が20mmを下回る

7時頃 土石流が発生し人家2戸及び
倉庫1棟が全壊



参考

地域の防災組織からの避難の声かけにより被害を免れた事例 (岐阜県下呂市)

- 同地区では防災防犯隊を組織し、近所同士で声を掛け合う小グループを編成。
- 今回は、水路の水があふれるなど災害の予兆を把握すると、8日未明に避難を呼び掛け、1人暮らしの高齢者や土砂災害の危険が迫る地域の住民ら約30人を迅速に避難させた。
- 民家が土石に埋もれる被害があったが、けが人はいなかった。



<災害の経緯:令和2年7月豪雨>

6日(月)

9:00 避難準備・高齢者等避難開始発令

7日(火)

14:10 土砂災害警戒情報発表

17:40 避難勧告発令

8日(水)

未明 声かけ避難開始

1:30 災害発生確認

2:30 避難指示(緊急)発令

6:30 大雨特別警報発表

(2) 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度(1/3)

趣 旨

避難行動要支援者について、避難支援や安否確認等の支援の輪を広げ、減災につなげること。

日頃から、地域に関わる多様な関係者が連携・協力することにより、災害時に地域全体で共助の力が発揮され、災害時に一人でも多くの命を守ることを目指すもの



そのために・・・

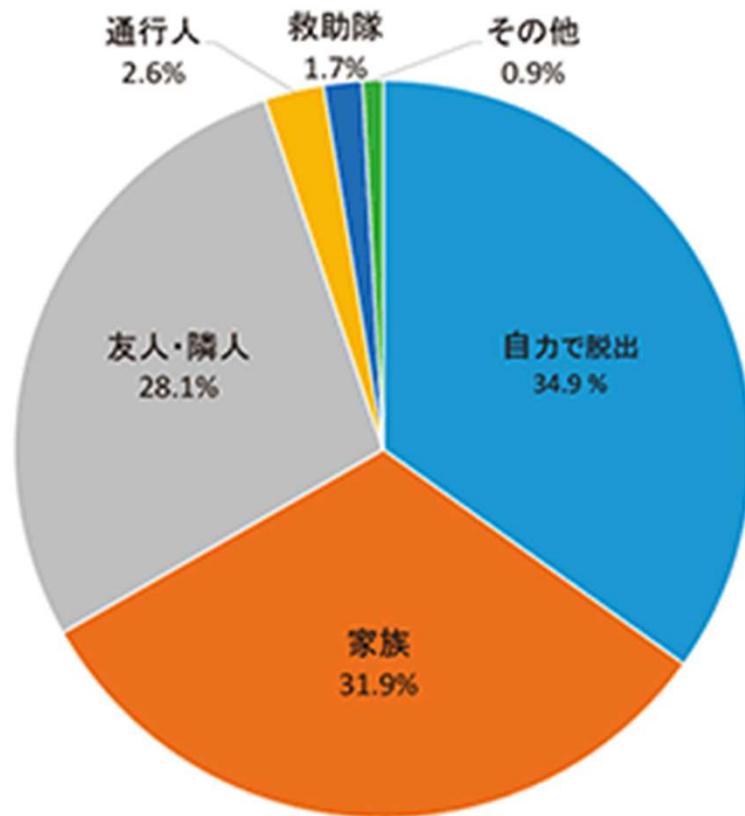
共助を補完する手段の一つとして、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、平常時からの避難支援体制の構築につなげたい。

参考

阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等

○ このグラフは、阪神・淡路大震災の救出の実情を表す調査結果です。

○ 自力や家族、友人・隣人等の地域の力で97.5%が救出されているのに対し、救助隊等による救出は、たったの2%に過ぎません。



出典 平成28年度版 防災白書

家族を含む「自助」 66.8%

友人・隣人等の「共助」 30.7%

「自助」「共助」 97.5%

標本調査：(社) 日本火災学会 (1996)「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」 参照

出典 避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書(平成25年 内閣府)

(避難支援が必要だったと回答した方のうち、避難した方が回答対象)

どんな情報を得て、避難したか(誰が逃げろと伝えたか)

上位	選択数	回答(複数回答可)
1	101	家族など同居している人の判断
2	97	近所の人、友人等面識のある人からの連絡や声かけ
3	74	福祉施設や福祉団体の職員、ケアマネジャー、ヘルパー等からの連絡や声かけ

避難した時に、誰が支援してくれたか

上位	選択数	回答(複数回答可)
1	85	家族など同居している人
2	60	近所の人、友人等面識のある人
3	53	福祉施設や福祉団体の職員、ケアマネジャー、ヘルパー

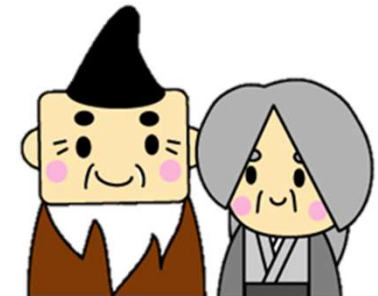


家族や近所の人など、身近な人からの直接的な働きかけ支援の割合が高い

(2) 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度(2/3)

避難行動要支援者の要件

- 1 身体障がい者のうち、肢体不自由の上肢障がい2級以上、下肢または体幹機能障がい3級以上並びに視覚障がいまたは聴覚障がい6級以上の方
 - 2 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA1若しくはA2の方
 - 3 介護保険制度において要支援以上の認定を受けている方
- ※ 施設入所や長期入院の方は対象から除かれます。



本市では、14,498名(令和7年6月1日現在)の避難行動要支援者が登録されています(このうち、平常時の情報提供に同意している割合は約6割)。

参考

避難行動要支援者の状況(令和7年6月1日現在)

全体

(単位：人)

全体	同意あり	同意なし・未確認
14,498	8,618	5,880
100.0%	59.4%	40.6%

介護認定区分ごと

(単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
2,534	2,565	2,210	1,750	1,180	1,131	571	11,941

身体障害者手帳の個別等級ごと

種別	人数
上肢障がい2級以上	580
下肢障がい3級以上	977
体幹機能障がい3級以上	266
視覚障がい6級以上	358
聴覚障がい6級以上	659

療育手帳の障がい程度ごと

種別	人数
A1(最重度)	235
A2(重度)	253

注1 避難行動要支援者名簿等には、身体障害者手帳所持者は個別等級ではなくの総合等級が記載されます。

注2 要介護認定や障がい者手帳は重複する場合があることから、全体数と一致しません。

(2) 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度(3/3)

避難支援等関係者

平常時の声掛け、見守りや避難支援体制づくり、災害時における避難支援、安否確認等に携わる関係者をいいます。

【主な避難支援等関係者】

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、消防機関、警察

避難支援等関係者の安全確保・対応原則

- ・ 発災時には、自らと家族等の安全確保が最優先であること。
- ・ 避難支援等関係者や避難支援等に協力する者が、法的な責任や義務を負うものではないこと(可能な範囲で協力するもの)。
- ・ 災害時の避難支援等が必ずなされることを保証するものではないこと。

区分	考え方
避難	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に危難を避けること
避難行動	いつ起こるかわからない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」をいう。このため、①災害種別ごとに、どのような命を脅かすリスクがあるか、②各々のリスクに対して、どのような避難行動をとれば良いか、③どのタイミングで避難行動をとれば良いかをできる限り明確に把握し、準備しておく必要がある。 ※ 自宅などに災害リスクがなく、安全な場所にいる人は避難の必要はない。
避難支援	避難しようとする人を支援するものであり、避難行動要支援者本人等が、想定される災害の状況を正しく認識し、避難が必要であること等の理解が不可欠

(3) 避難行動要支援者名簿

市が避難行動要支援者の情報を把握したうえで、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得たものについて、年2回、避難支援等関係者に提供しています。

※ 本人の同意確認は、「避難行動要支援者名簿の提供に係る同意確認書」により、市が随時行っています。【資料1】

本市の名簿情報

区分	内容
基本情報 存在情報	○ 氏名 ○ 生年月日 ○ 性別 ○ 住所又は居所 ○ 避難支援等を必要とする事由(介護認定区分、障がい等級)
詳細情報 支援情報	○ 電話番号その他の連絡先 <u>○ その他の事項</u>

1 避難行動要支援者支援制度について

詳細情報(その他の事項)	項目を設けている意図
世帯状況	時間帯による家族等の支援可能性の有無の把握
日中の過ごし方	災害時における在宅可能性の把握
居住建物の構造	水害などにおける避難の必要性を把握
居住場所(家のどこにいるか)	災害時の支援等を効率的に実施するための目安
避難に配慮が必要な事項	移動や情報取得、避難判断の困難性の把握
階段の昇り降りに必要なもの	上層階へ避難する際の支援の必要性を把握
自治会加入の有無	地域とのつながりを把握
心身の状況及び配慮事項	一定時点における心身状況や配慮事項の把握

(4) 個別避難計画

避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めることを目的として、避難行動要支援者ごとに作成する計画で、市では、令和6年度から作成を開始しています。

個別避難計画作成の基本的な考え方

逃がしてもらうための計画ではなく、本人が逃げるための計画づくり

- 個別避難計画は、避難行動要支援者の避難行動やその支援に関し、“受動的な内容”を記載する計画ではなく、「公助」や「共助」には限界があることを理解してもらった上で、本人や家族等が、可能な範囲で周囲からの支援を受けながら、主体的に判断し、避難を開始するために作成する計画
- このため、避難行動要支援者が家族及び関係者とともに、計画作成のプロセスを通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高め、周囲とのつながりを作ること等によって、避難の実効性を高めていくこと自体が一つの大きな目的

1 避難行動要支援者支援制度について

個別避難計画情報

※ ここでは、法律上の規定に沿って一般的な個別避難計画の内容を説明します。
本市の具体的な取組内容は、項番2「個別避難作成の取組状況等について」参照。

区分	内容
名簿情報と共通 存在情報	○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所または居所 ○連絡先 ○避難支援等を必要とする事由(介護認定区分、障がい等級)
個別避難計画情報 支援情報	○避難支援等を実施する者(氏名・住所又は居所・連絡先) ○避難施設・避難場所 ○避難路その他の避難経路に関する事項 ○その他の事項

参考

個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ(内閣府)

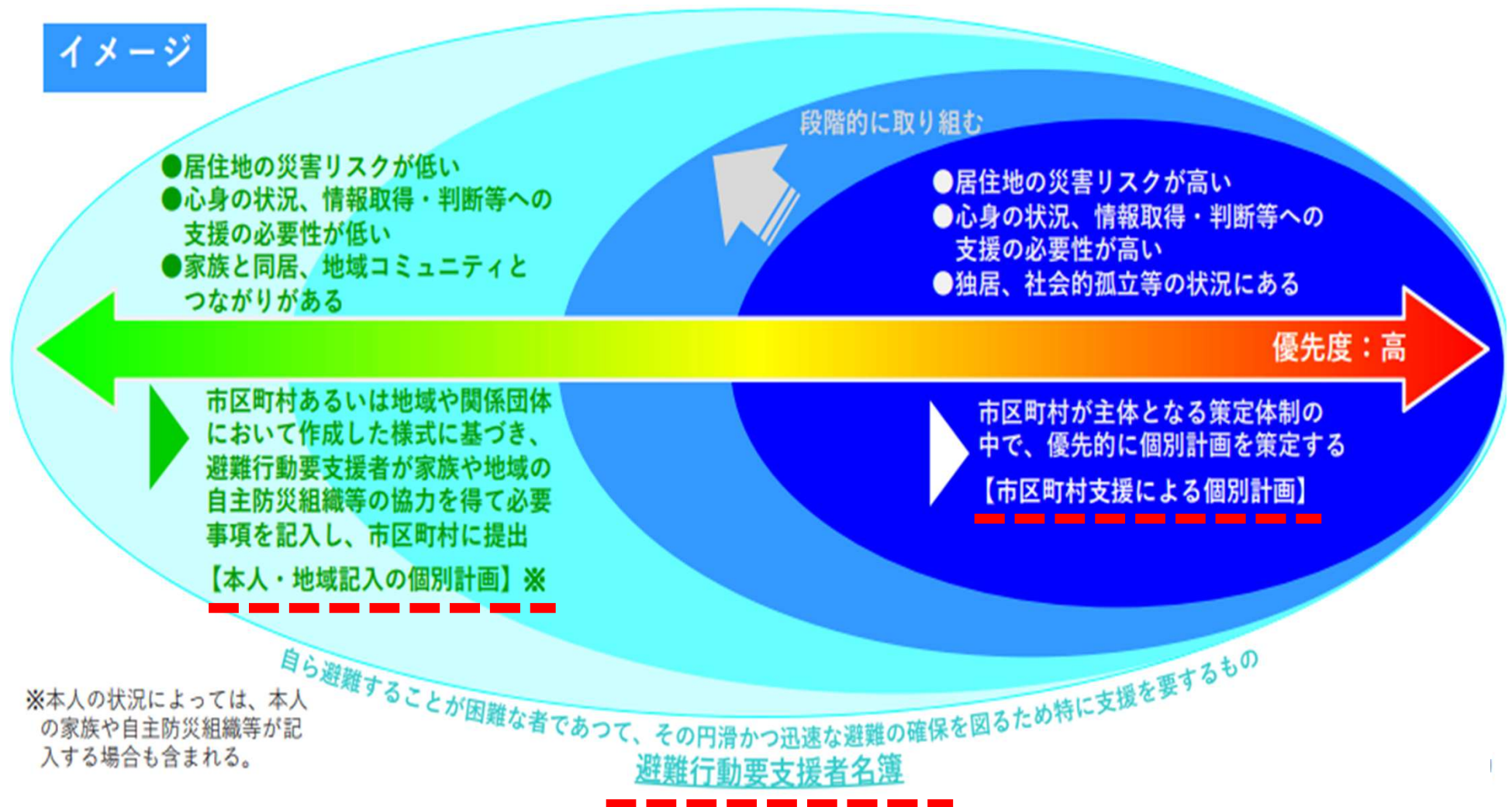
- できることから、できる方法で、まず、行動してみましょう。最初から100点である必要はありません。だんだんと良いものにしていきましょう。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきましょう。
- 個別避難計画に取り組む目的は、避難の可能性を高めることなので、「作成すること」＝「避難の実効性を高めること」と考えてみてはどうでしょうか。
- 優先度は、できるだけ早期に作成するための手段であり、優先度を考えること自体が目的ではないので、あまりとらわれないようにしましょう。
- 個別避難計画を一つ作成できれば、その経験を元に、反復や応用、発展が可能です。徐々によいものにしていきましょう。

区分	名簿情報	個別避難計画情報
性質	存在情報＋一部の支援情報	存在情報＋支援情報
内容	【共通】 氏名、生年月日、性別、住所等、避難支援等を必要とする事由 など	
	世帯の状況、日中の過ごし方、居住場所、居住建物の構造、階段の昇り降りに必要なもの など	避難支援等を実施する者の情報 避難施設・避難場所、避難路その他の避難経路に関する事項、その他の事項
説明	○ 名簿情報の提供に係る同意確認書において、支援情報の一部を本人等から取得し、名簿に登載しています。 ○ ただし、避難に関する要支援者と家族、支援者等との関係性は、必ずしもはっきりしていません。	○ 災害時の具体的な避難計画として、名簿情報に比べて多くの支援情報を含んでいます。 ○ また、名簿情報に比べて、避難に関する要支援者と家族、支援者等との関係性がはっきりしています。

2 個別避難計画の作成等について

(2) 個別避難計画作成の取組状況

全体観(概念図)

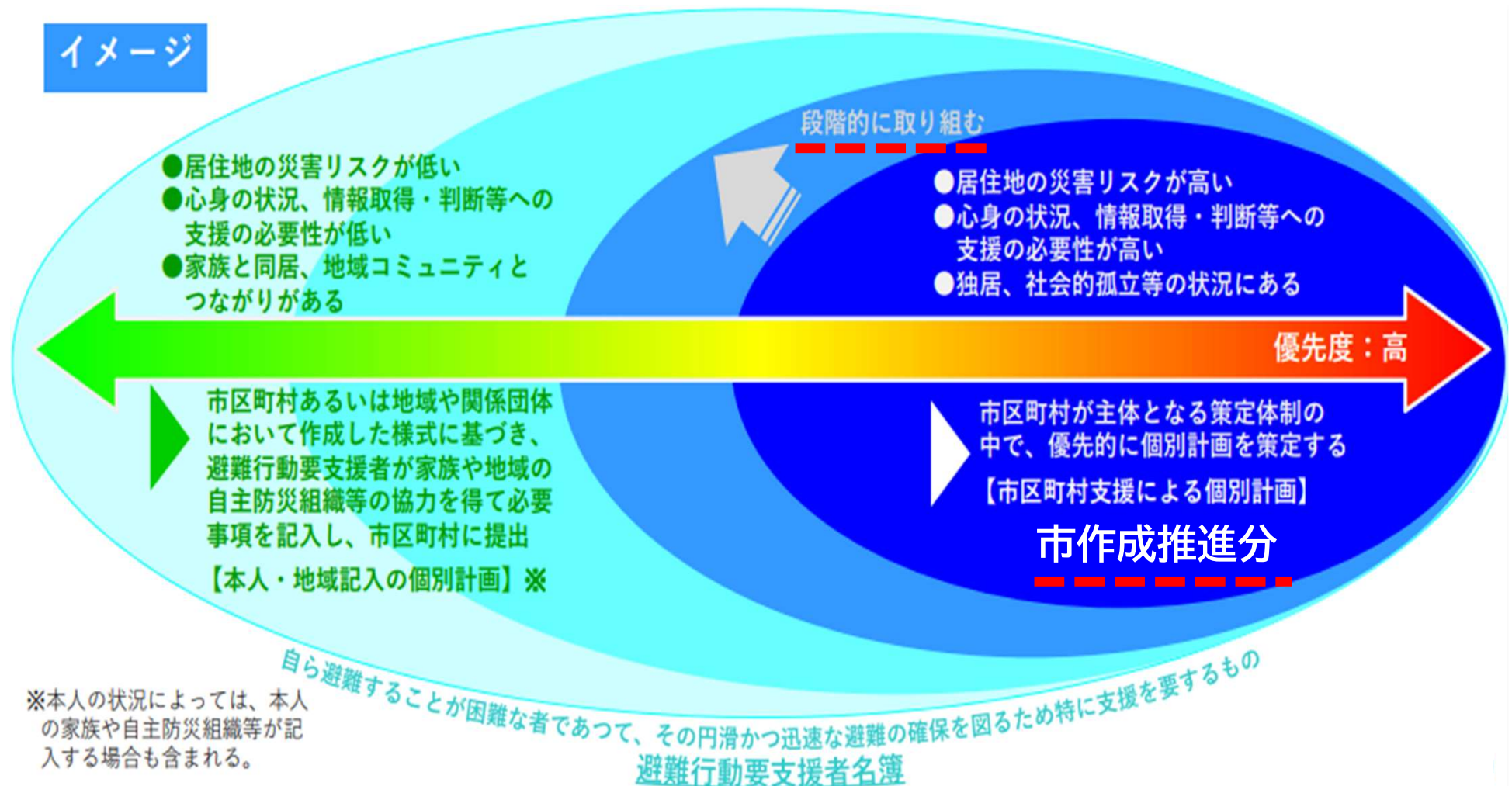


◎市作成推進分

障がい福祉課

高齢福祉課

優先度の高い方から、市が段階的に作成を進める

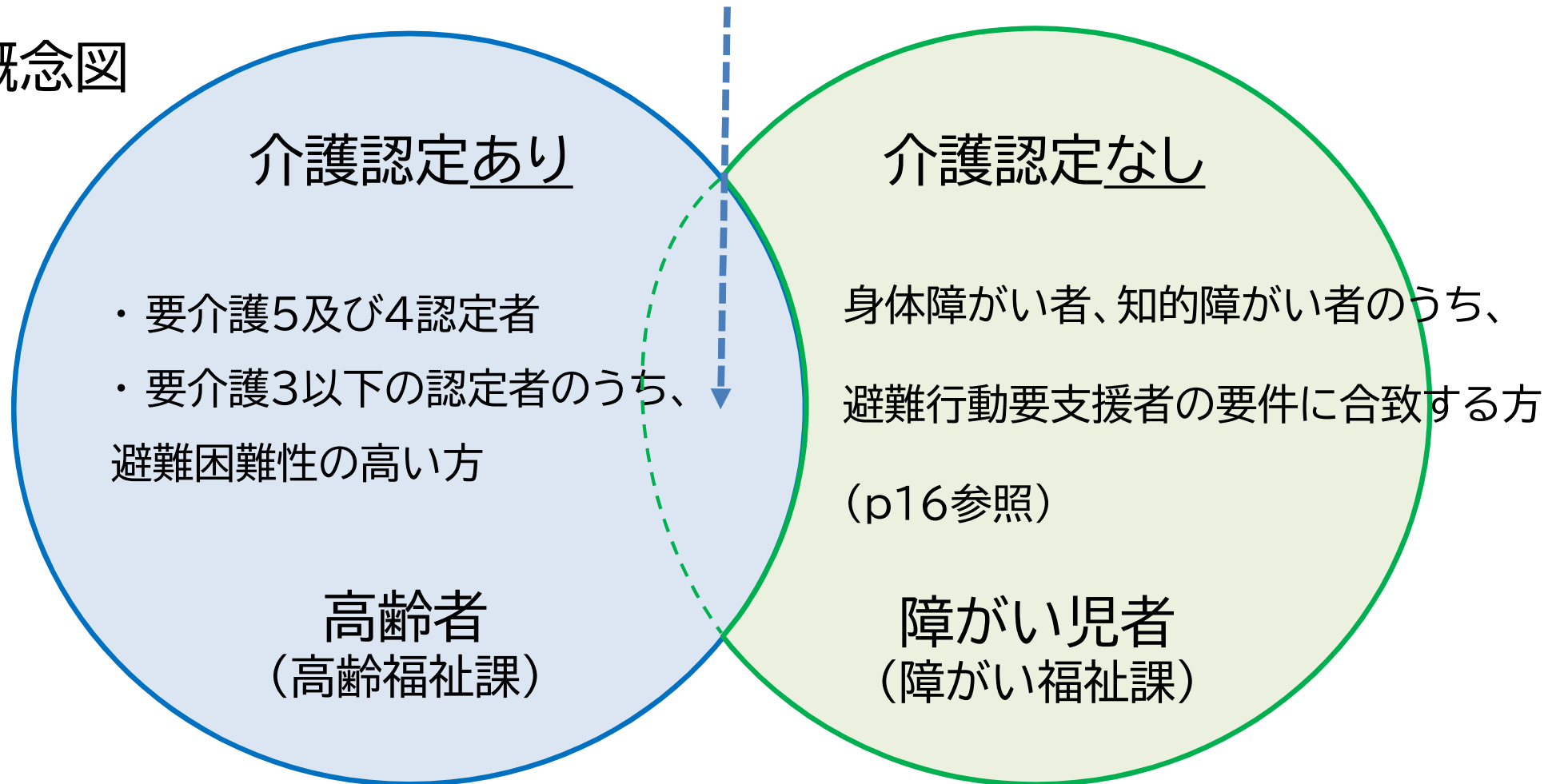


◎市作成推進分

市では、避難行動要支援者の避難困難性を勘案し、令和6年度から優先度の高い方から、個別避難計画の作成を進めています。

障がい児者のうち、「高齢者」の要件に該当する方は高齢者の区分を優先

概念図



◎市作成推進分

高齢者

対象者
① 要介護5及び4認定者 ② 要介護3以下の認定者のうち、普段の移動に関し、医療・福祉専門職の支援が必要又は介護車両が必要な方 ③ 上記に準ずる方
作成方法
市が福祉専門職(ケアマネジャー等)にご協力いただき、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に委託をして作成を進めています。

※ 高齢者については、短期的な状態像の流動性等を踏まえ、チェックリストによる判定(後述)は行いません。上記のとおり、対象者を要件化しています。

避難行動要支援者名簿登載者(高齢者) ※ 不同意・未確認を含む

介護認定あり

介護認定なし

【介護認定区分】

65歳以上

① 要介護4・5

要介護1～3

要支援1・2

介護認定なし

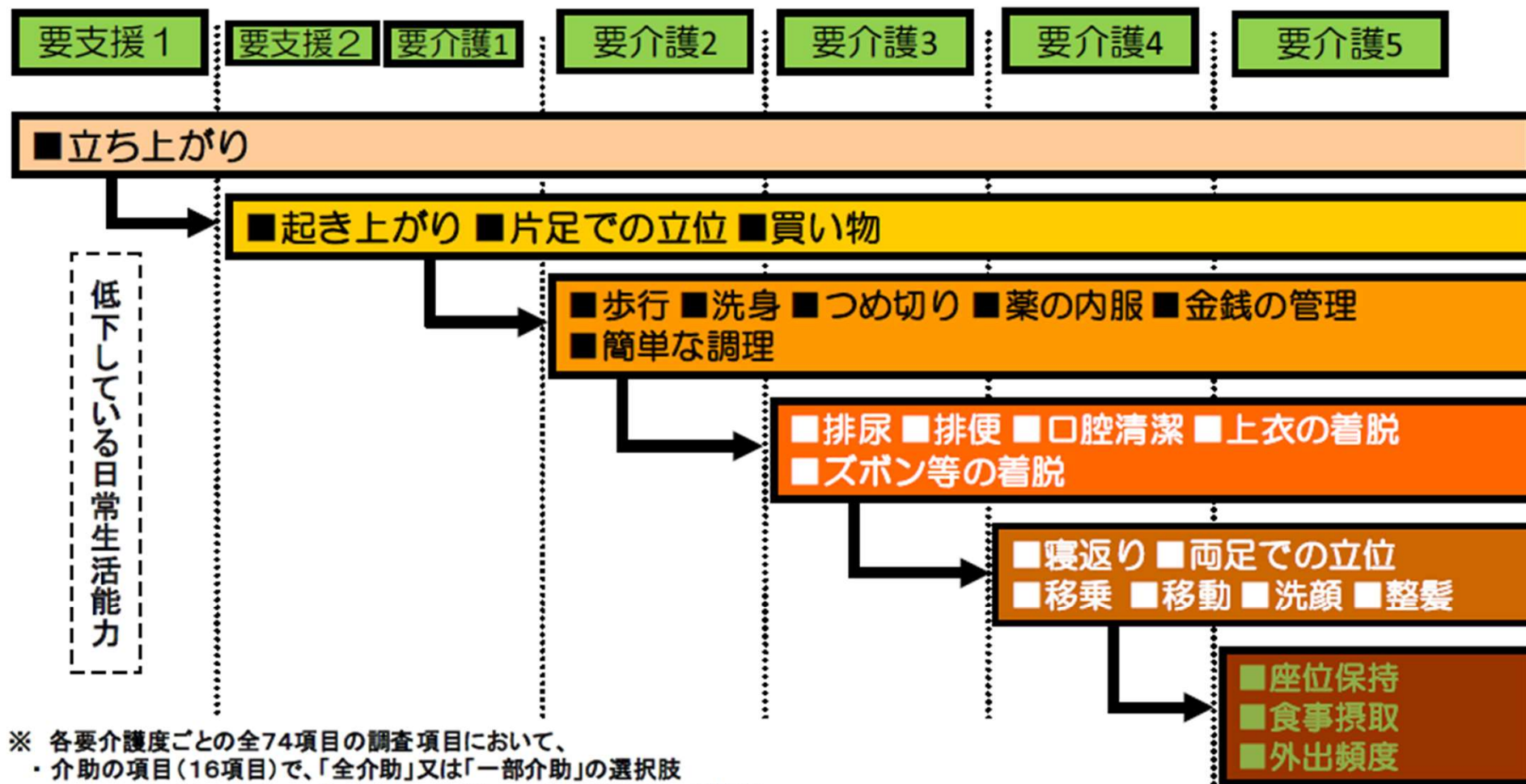
② 普段の移動に関し、医療・福祉専門職の支援が必要又は介護車両が必要な方

①又は②に準ずる方

介護度では判断しづらい状態像等を福祉専門職の視点で考慮

要介護状態区分別の状態像

(80%以上の割合で何らかの低下が見られる日常生活能力)



※ 各要介護度ごとの全74項目の調査項目において、
 ・ 介助の項目(16項目)で、「全介助」又は「一部介助」の選択肢
 ・ 能力の項目(18項目)で、「できない」又は「つかまれば可」等の選択肢
 ・ 有無の項目(40項目)で、「ある」(麻痺、拘縮など)等の選択肢
 を選択している割合が80%以上になる項目について集計

(出典 厚生労働省)

◎市作成推進分

障がい児者

対象者

高齢者の要件に合致しない方のうち、

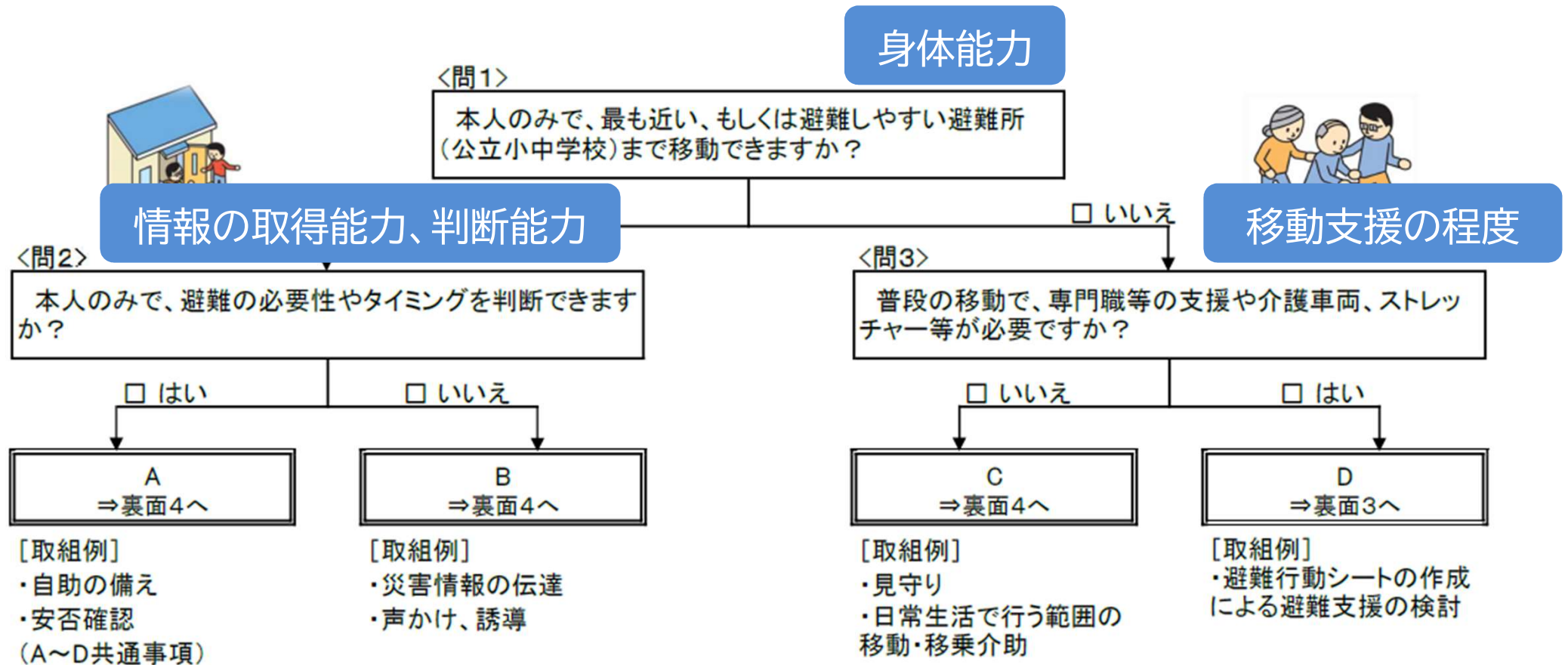
- ① 身体障がい者のうち、肢体不自由の上肢障がい2級以上、下肢または体幹機能障がい3級以上並びに視覚障がいまたは聴覚障がい6級以上の方
- ② 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA1若しくはA2の方

作成方法

○ 障がい児者については、障がいの状態が基本的に固定化されていること、個性が高いこと等から、チェックリストの結果を活用し、判定「D」から順次作成を進めます。(チェックリストについては、p34及びp47参照)

○ 具体的には、まず、市職員等が本人等と記入を進め、その後、地域と連携(協力者の調整)しながら作成します。

チェックリストによる判定フロー(市作成推進分 障がい児者)



- A … 本人のみで避難所までの移動ができ、避難の必要性等の判断ができる方
- B … 本人のみで避難所までの移動ができるが、避難の必要性等の判断ができない方
- C … 本人のみで避難所までの移動ができず、普段の移動で専門的な支援の必要がない方
- D … 本人のみで避難所までの移動ができず、普段の移動で専門的な支援が必要な方

障がい児者の作成フロー(市作成推進分)

1 市から要支援者へ

チェックリストの結果を基に、作成の対象となる要支援者に市の障がい福祉課職員等から連絡をし、電話や対面で一緒に個別避難計画を作成します。

2 市から地域(自治会長、民生委員・児童委員等)へ

- ①作成の対象となる地区の自治会長や自主防災組織会長、民生委員・児童委員等へ、個別避難計画の作成を行う旨の通知と対象者リストを送付します。
- ②市から自治会長へ連絡し、自治会の取組状況の確認と個別避難計画の作成にあたり「市との連絡の窓口」になっていただく方をご紹介します。

3 市から地域(窓口となる方)へ

市の障がい福祉課職員から「市との連絡の窓口」となる方へ作成した個別避難計画の内容を共有します。

4 地域(避難支援等関係者)から要支援者へ

地域(避難支援等関係者)と要支援者にて「避難支援等協力者」等を検討(p41参照)し、市へ個別避難計画の提出をお願いします。

5 市から地域(避難支援等関係者)へ

提出していただいた個別避難計画の情報は、地域への提供に同意した方について、自治会や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ名簿情報と合わせて提供します。

※ 自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の地域のみなさまで連携しながら、要支援者とともに避難支援等協力者等の検討をお願いします。この取組を機に顔の見える関係を築きましょう。

◎市作成推進分

個別避難計画の作成にあたっては、対象とする災害種別を次のとおり整理しています。

対象災害

区分	対象災害	参考災害
地震	家屋倒壊、津波	地震火災、土砂災害
風水害	洪水、土砂災害、高潮	内水氾濫

参考災害は、危険が迫る方向や被害が発生する範囲があらかじめ想定し難く、事前に避難方法や具体的な避難先を計画することが馴染まないこと等から、個別避難計画の対象災害としていません。

ただし、参考災害のリスクがある場合は、個別避難計画の作成時、適切な避難行動について、本人と確認することとしてます。また、本人等の意向によって個別避難計画に避難場所等を盛り込んでいる場合があります。

◎市作成推進分

個 別 避 難 計 画

【資料2】参照

作成日 令和 年 月 日
 区 分 ☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 軽微な変更

【避難に関する情報】

要支援区分		☐ 要介護 () ☐ 要支援 () ☐ 区分なし ☐ 身体障害者手帳 () 級 ☐ 療育手帳 ()				
福祉専門職等の所見	避難時に配慮が必要な事項	1				
	医療・福祉に関する必需品	2				
避難先		地震	3		風水害	3
参考	災害対策地区防災拠点	災害対策地区防災拠点（公立小・中学校）とは、避難所としての役割のほか、災害情報や支援情報等の提供、家族の安否確認、物資の分配等を担う拠点です。				
避難経路及びその他の事項		4				

◎市作成推進分

【避難支援等協力者の情報】

避難支援等協力者が、任意の協力によりできる範囲で行うもので、協力することや協力内容を保証するものではありません。また、法的な責任や義務を負うものではありません。

フリガナ		本人との関係	避難支援等関係者への情報提供	
氏名又は名称			☐ 同意します ☐ 同意しません	確認日 年 月 日
住 所			連絡先	
協力内容	☐ 安否確認・避難しているかの確認 ☐ 災害情報・避難情報などの伝達 ☐ 一緒に避難する ☐ その他（ ）			

個別避難計画の項目

	項目	記入要領
①	避難時に配慮が必要な事項	避難能力(災害関連情報の取得能力、避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体能力)を中心に、ケアマネジャー等の所見を記入
②	医療・福祉に関する必需品	医療・福祉に関して、普段から対象者になくてはならない主なものを記入 例 移動用リフト、在宅酸素機器、ストーマ用品、介助式車いす、歩行器、てんかんの薬 など

2 個別避難計画の作成等について

	項目	記入要領
③	避難先(地震／風水害)	・災害リスクから身を守るための安全な場所を記入 ・風水害の場合で災害リスクがない場合は「該当なし」と記入。地震の場合は必ず避難先を記入。 ※ 条件次第で、地震時の在宅避難(「自宅」と記入)、水害時等の垂直避難も選択可としている。
④	避難経路その他の事項(その1)	○ 避難経路上の特に留意すべき点や具体的な避難方法(誰が、どうやって)などについて記入
	避難経路その他の事項(その2)	○ 作成した個別避難計画において、課題や不足事項が残る場合は、作成時点の成熟度を確認できるようにするため記入 例 玄関までのアプローチに段差があり、避難にあたって協力者を必要としているが見つからない。

5 避難支援等協力者の情報(1／2)

【避難支援等協力者の範囲】

避難支援等協力者は、どなたでもなっただくことが可能

※ ご家族でも構いません。また、本人との関係も問いません。

個人である必要はなく、組織・団体でも可能

※ 既に地域において協力者の取り決めがある場合は、積極的に反映していただくよう案内をしています。また、介護事業所等においても可能な範囲で協力内容を検討していただくようお願いしています。

【避難支援等協力者の検討】

まず、本人の状態や配慮事項などをよく把握していると考えられる家族等の身近な方での対応を検討し、その後、徐々に範囲を広げながら、検討を行います。

5 避難支援等協力者の情報(2/2)

【協力内容】

個別避難計画の作成を通じて、支援の輪を広げることで、避難の可能性を高めるため、協力内容は限定せず、広く様々な形を想定しています。

様式には、代表的な協力内容を列挙し、選択できるようにしています。

- ☐ 安否確認・避難しているかの確認
- ☐ 災害情報・避難情報などの伝達
- ☐ 一緒に避難する
- ☐ その他(自由記載)

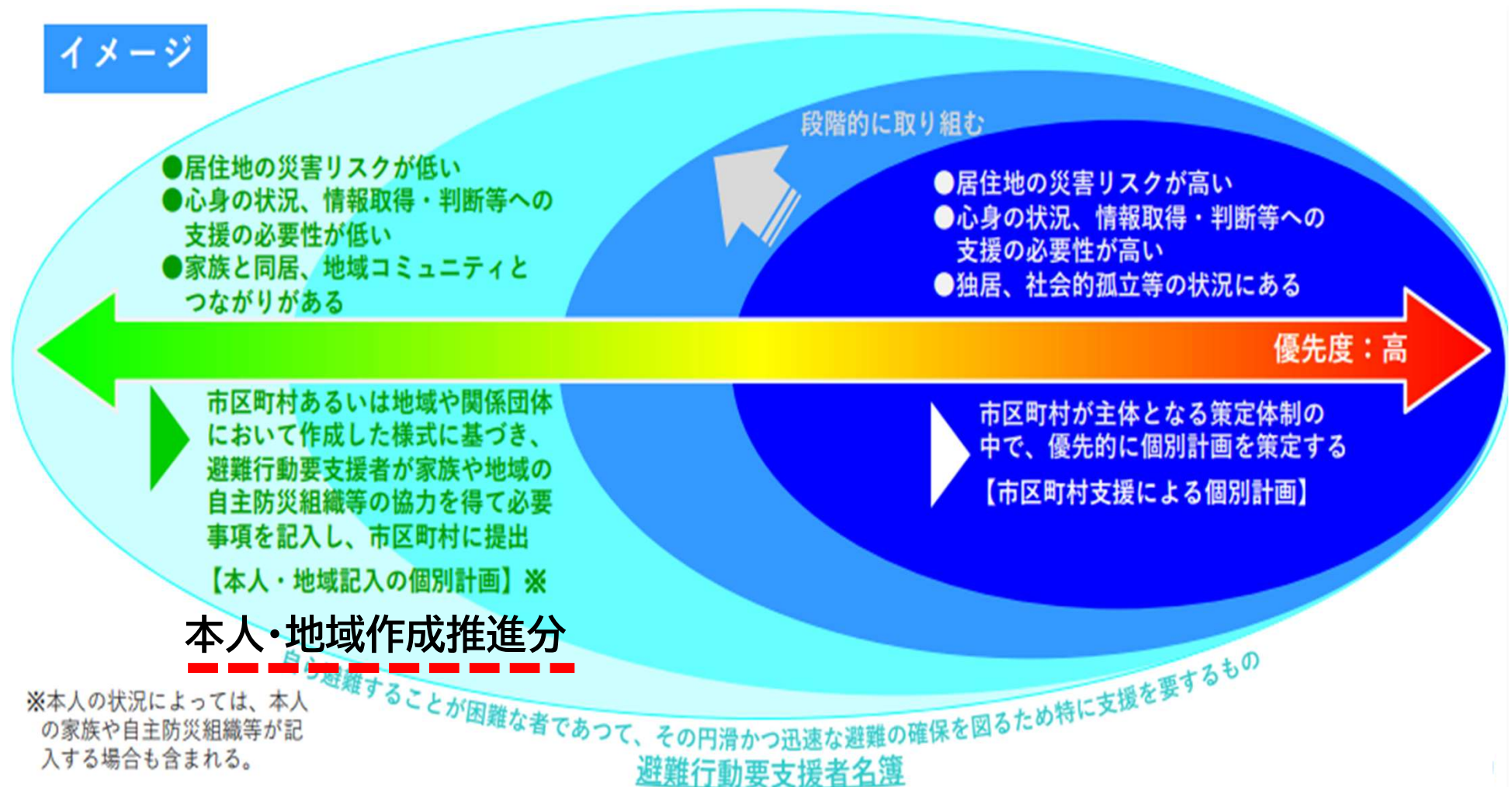
【情報提供の同意確認】

本人の同意があった場合に、平常時から避難支援等協力者(本人)の情報を避難支援等関係者に情報提供するため、その同意の有無を確認します。

◎本人・地域作成推進分 防災対策課

「(仮称)地域で取り組む避難行動要支援者の支援の手引き」などを参考に

地域の実情に合わせた取組を想定



参考 (仮称)地域で取り組む避難行動要支援者の支援の手引き

<平常時の取組>

STEP 1 活動体制を整備する

地域の活動の基盤となる自主防災組織・自治会と民生委員などが相互に協力体制を整える

STEP 2 避難行動要支援者の存在を把握する

地域で避難行動要支援者名簿などの情報を共有し、避難行動要支援者の存在を把握する

STEP 3 災害時に声かけができる

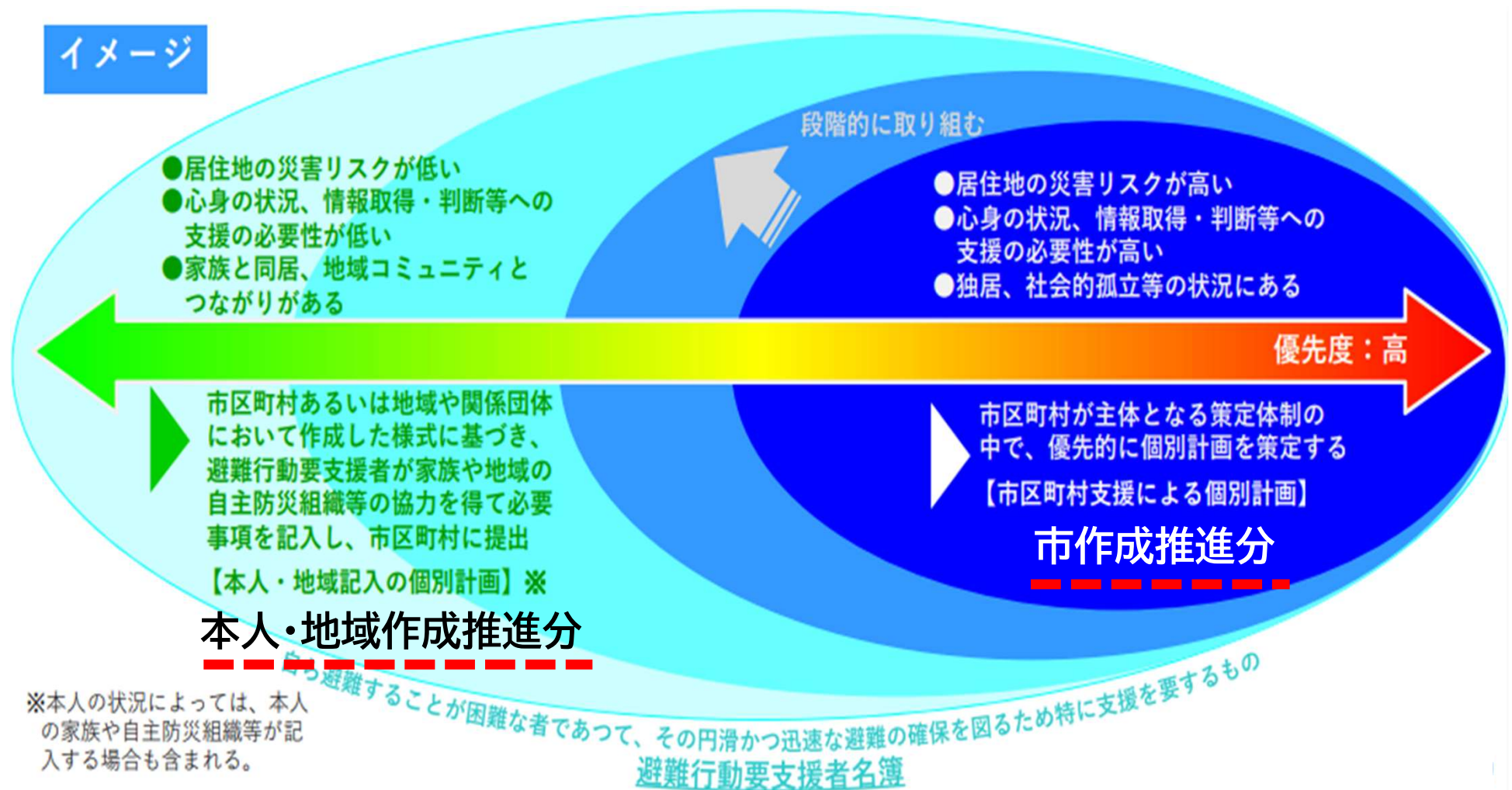
日頃から避難行動要支援者との関係作りや防災訓練などに取り組み、災害時に避難情報などの声かけができるようにする

STEP 4 避難先までの移動支援ができる

避難行動要支援者の状態像や生活状況などの把握や個別避難計画などの作成を通じて、避難の実行性を高め、避難先への誘導など避難先へ移動にあたり必要な支援ができる

双方向(市作成推進分、本人・地域作成推進分)から

個別避難計画の作成を進め、避難の実効性を高めていきたい。



(2) 個別避難計画作成の取組状況

(令和7年6月1日現在)

◎市作成推進分

作成件数(期間:令和7年1月～)

区分	作成数	時点 登録者数		
			同意あり	同意なし
高齢者	236件	231人	222人	9人
障がい児者	18件	18人	16人	2人

地区別内訳

()は同意なしの内数

地区名	高齢者	障がい児者	地区名	高齢者	障がい児者
茅ヶ崎	25(1)		松林	31(2)	
茅ヶ崎南	10(1)		湘北	34(0)	1(1)
南湖	15(2)		小和田	6(0)	
海岸	10(0)	1(0)	松浪	10(2)	2(1)
鶴嶺東	24(0)	7(0)	浜須賀	10(0)	1(0)
鶴嶺西	15(0)	1(0)	小出	17(0)	2(0)
湘南	24(1)	3(0)	合計	231(9)	18(2)

2 個別避難計画の作成等について

(令和7年6月1日現在)

【参考】作成時点の介護度（高齢者 231人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2人	13人	28人	30人	20人	91人	47人

【参考】チェックリストの結果(障がい児者 地区別内訳)

地区名	A	B	C	D	合計
茅ヶ崎	33	21	37	2	93
茅ヶ崎南	24	14	12	7	57
南湖	13	15	7	1	36
海岸	19	38	6	2	65
鶴嶺東	38	73	23	7	141
鶴嶺西	32	30	18	3	83
湘南	18	28	21	4	71
松林	35	56	14	7	112
湘北	54	52	17	7	130
小和田	10	15	8	4	37
松浪	19	36	8	3	66
浜須賀	16	26	9	3	54
小出	15	17	4	5	41
合計	326	421	184	55	986

2 個別避難計画の作成等について

(令和7年6月1日現在)

【参考】避難行動要支援者 介護認定区分・地区別内訳

地区名	介護3以下	介護4・5	地区名	介護3以下	介護4・5
茅ヶ崎	772	154	松林	1,143	190
茅ヶ崎南	585	93	湘北	1,317	205
南湖	425	65	小和田	489	88
海岸	805	157	松浪	956	170
鶴嶺東	1,097	166	浜須賀	647	107
鶴嶺西	579	90	小出	602	82
湘南	822	135	合計	10,239	1,702

3 名簿情報及び個別避難計画情報の提供等について



3 名簿情報及び個別避難計画情報の提供等について

提供の目的

地域における共助による避難支援体制づくり(避難支援や安否確認等)を補完する手段の一つとして名簿等を提供しています。避難支援等関係者の皆様には、市作成推進分の個別避難計画を含め、各地域において避難の実効性を高めるための取組を更に推進していただきたいと考えています。

平 常 時

災 害 時

名簿

- ・要支援者の把握・共有
- ・見守り活動など
- ・防災訓練等での活用



- ・名簿による安否確認、声掛け等



計画

- ・協力者、協力内容の追加等
- ・避難方法、避難先等の見直し
- ・防災訓練等での活用

- ・計画に基づく避難支援、安否確認等

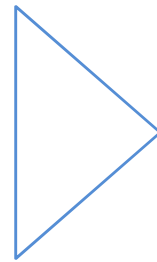
3 名簿情報及び個別避難計画情報の提供等について

提供内容

令和7年8月提供分より、従前提供の名簿情報に個別避難計画情報を追加して提供します(情報提供について本人の同意があったものに限る)。

令和7年2月提供分まで

名簿情報



令和7年8月提供分から

個別避難計画情報

名簿情報

資料名	主な変更点
避難行動要支援者一覧表	5名掲載の一覧表(A4)を提供【資料3】
避難行動要支援者登録台帳	名簿情報に個別避難計画情報を追加【資料4】
避難行動要支援者マップ	住宅地図を更新

受領・返却等の手続き

(1) 避難行動要支援者関係書類の受領

市から提供する名簿等書類の受領時、受領書を市に提出してください。

(直接又は郵送)

(2) 避難行動要支援者関係書類の管理

市から提供された名簿等書類は青いハードファイルに格納し、可能な限り施錠可能な場所に保管する等、紛失することがないように保管してください。

(3) 避難行動要支援者関係書類の返却

既に提供している名簿等の書類は、返却報告書とともに市に返却をお願いします。

返却された名簿等は、市において細断等により処分します。

3 名簿情報及び個別避難計画情報の提供等について

(4) 受領者交代届の提出

名簿等を管理する方に変更があった場合は、受領者交代届を市に提出してください。

(5) 避難行動要支援者関係書類の引継ぎ

交代後の受領者に、名簿等を格納した青いハードファイルを引き継いでください。



共有等

(1) 共有範囲

日頃の声掛けや顔の見える関係づくりに必要な範囲で情報共有をしておくことが最も効果的であることから、必要に応じて自治会において組長・班長までの共有を行ってください。その他の方の取扱いについては、地域の訓練等に必要な場合など、各地域の状況に応じ共有してください。

(2) 共有方法

市が提供した書類の複写、もしくは市が提供した名簿等をもとに地域独自で作成した資料での共有等が想定されます。複写する場合は必要最小限の枚数とし、コピー機等への置き忘れに十分ご注意ください。

名簿等の取扱いについては、地域で話し合い、ルールを設けた上で情報共有しましょう。

(3) 留意事項

- ・ 保管場所をしっかりと決め、他の文書と混同しないようにしてください。
- ・ 名簿は紛失することのないよう、適切に保管してください。
- ・ 避難支援体制づくりや避難支援等の目的以外には使用しないでください。
- ・ 避難支援等関係者以外には情報を漏らさないでください。
- ・ 名簿等を管理する人が交代する時には、後任に必ず引き継いでください。